

羽生市市民農園の使用条件

1. 使用できる方は、羽生市に住所を持ち、農地を所有していない方に限りません。
2. 使用できる農園は、市が使用承認し指定した農園の1区画で、他の区画や区画外を耕作することや、資材置場としての利用等はできません。
3. 栽培できる作物は、野菜、草花で使用期間内に収穫できるものに限りません。
(植木・果樹などは栽培できません。)
4. 次の行為を禁止します。これに従わない場合は、使用を取り消すことがありますのでご注意ください。
 - ・ 農園に工作物を設置すること。
 - ・ 農園を営利の目的に使用すること。
 - ・ 農園を転貸すること。
 - ・ 正当な理由なく農園の使用を怠ること。
 - ・ 管理上支障となる行為をすること。
 - ・ その他係員の指示に違反すること。
5. 農薬使用について
除草剤の使用は禁止します。栽培にあたって農薬はできるかぎり使用を避け、無農薬または減農薬栽培を行うようこころがけてください。
6. 原状回復及び返納
使用者は、使用期間満了までに農園の整理をし、担当職員の検査を受けてから返納してください。
7. 損失補償
市は、自然災害、病害虫、盗難などによる栽培作物の損害及び保管物品の盗難、利用者間のトラブル等に対し一切その責任を負いません。
8. 使用料について
使用料は、契約締結後、納付書で年間分を一括納付するものとし、期限内に納付されない場合は、使用取消となります。なお、既納の使用料は、農園使用の中止又は使用の許可の取消しを受けた場合についてもお返ししませんのでご了承願います。